

1 これまでの経緯（P1～）

- ◆自殺対策基本法（平成18年、28年）
 - 実効性のある総合的な自殺対策を推進させるため法制化
- ◆自殺総合対策大綱（平成19年、24年、29年）
 - 政府の推進すべき自殺対策の指針として策定
- ◆自殺総合対策東京会議の設置（平成19年）
 - 保健、医療、福祉、教育、労働などの多様な分野の参画により、行政・民間等が幅広く連携して自殺対策に取り組む
- ◆東京における自殺総合対策の取組方針（平成21年、25年）
 - 関係機関・団体の連携・協力を強化し、効果的かつ総合的に自殺対策への取組を推進する

2 計画策定にあたって（P4～）

- ◆『誰も自殺に追い込まれることのない社会』の実現をめざし、東京都の実情に応じた計画を策定。
- ◆自殺対策基本法第13条に基づく、都道府県自殺対策計画
- ◆計画期間：平成30年度から34年度の5年間
- ◆計画における数値目標
 - 平成27年と比較して30%以上減少

自殺死亡率	17.4	→平成38年までに	12.2以下
自殺者数	2,290人	→平成38年までに	1,600人以下

7 推進体制（P43～）

- ◆自殺総合対策東京会議
 - 保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、NRO等の民間団体、行政機関等が連携協力して総合的な自殺対策を推進
- ◆関係機関・団体等の役割
- ◆区市町村の役割
- ◆都の役割（東京都地域自殺対策推進センター）
- ◆都民の役割

3 東京都の自殺の現状（P5～）

【統計データから見る東京都の現状】

- (1)自殺者数の状況
 - 自殺死亡者数は平成10年から25年まで2,500人から2,900人で推移
 - 全国平均447.2人に対し、都は約4.6倍の2,045人（人口は約5倍）
- (2)性別・年齢別の自殺者数
 - 男性が女性の約2倍。男女とも40歳代が最も多く、次いで50歳代
 - 若年層の自殺者が全体の約3割。平成22年に対し、15歳～19歳は増加傾向
- (3)自殺死亡率の状況
 - 全国平均16.8よりも低い15.5
 - 男性はほぼ全ての年代で全国平均よりも低いが、女性はほぼ全ての年代で高い
- (4)自殺未遂の状況
 - 既遂者のうち、自殺未遂歴がある者は男性で1割、女性で3割と男女差が大きい
 - 自殺未遂歴がある者は、男女とも30歳代が多い
- (5)職業別の自殺者数の推移
 - 無職者が一番多く、次いで被雇用者・勤め人。
 - 全体的に減少傾向にあるものの、学生・生徒等については横ばい
- (6)自殺の原因・動機
 - 健康問題が最も多く、次いで、経済・生活問題、家庭問題の順
 - 健康問題では、うつ病等の精神疾患の病気の悩みが多く、次いで身体の病気の悩み
 - 男性は女性よりも経済・生活問題、勤務問題によるものが多い
- (7)地域の状況
 - 区市町村別では、居住地別と発見地別で差異がある

【意識調査・アンケート結果】

- 自殺防止対策を推進した方が良いと思う機関
 - 1 小中学校、2 高等学校等、3 医療、福祉、法律等の相談機関、4 企業
- 自殺防止対策を推進した方が良いと思う年代
 - 1 児童・生徒、2 企業等で働く人、3 大学生、4 高齢者
- 自殺防止対策として効果的だと思う取組
 - 1 電話相談、2 ゲートキーパー養成、3 ポスター等による啓発、4 SNSを活用した取組
- 都の自殺防止対策として知っているもの
 - 1 電話相談（自殺相談ダイヤル）、2 ホームページ（ココナビ）、3 インターネット広告

東京都自殺総合対策計画（仮称） たたき台の概要②

4 これまでの取組と評価（P25～）

【事前予防（一次予防）】

- 自殺防止のための環境整備や自殺予防のための情報提供・普及啓発
自殺防止！東京キャンペーン（9月、3月）、HP『ここナビ』

【危機対応（二次予防）】

- 自殺の兆しを早期に発見するため、相談・支援を充実
自殺相談ダイヤル、こころといのちの相談・支援東京ネットワーク

【事後対応（三次予防）】

- 自殺企図を繰り返さないため、自殺未遂者や遺族への支援
自殺未遂者対応地域連携支援事業、自殺未遂者支援研修

◎年間死亡者数は減少傾向にあるものの非常事態は続いている。

5 東京都における自殺対策の課題と今後の方向性（P28～）

＜課題＞

- ◆若年層の自殺割合
・全体の3割が若年層自殺者
- ◆企業の集積
・過重労働などの勤務問題
・約11%の企業が都に集積
- ◆区市町村毎の特徴
・自殺実態や実情の相違

＜今後の方向性＞

- ・環境整備や社会的要因への対策も含めて総合的に取り組む
- ・行政及び各分野の団体、機関等の連携協力により対策を推進
- ・各段階ごとの対策の推進と対象ごとの対策を効果的に推進
- ・自殺の実態を踏まえ、地域ごとに効果的な取組を推進

6 東京都における施策（P30～ P42～各種取組の今後の事業計画）

【基本施策】

- (1)区市町村等への支援強化
(地域自殺対策推進センターによる支援)
 - 地域の自殺実態把握や取組に関する情報提供
 - 区市町村や民間団体が行う事業に関する相談、財政支援
- (2)地域ネットワークの強化
 - 各専門の相談・支援機関における役割機能等についての情報共有、連携強化
- (3)自殺対策を支える人材育成
 - ゲートキーパー、相談職員等への研修
 - 未遂者支援等に関する人材育成
- (4)住民への啓発と周知
 - 自殺対策強化月間における啓発事業
 - 自殺予防に関する情報提供
- (5)生きることの促進要因への支援
 - 相談窓口・支援体制の充実
 - 自殺未遂者への精神的ケアの充実
 - 自死遺族の集いへの支援

【重点施策】

- (1)広域的な普及啓発
 - 自殺は誰にでも起こり得る問題であること
の理解促進
- (2)相談体制の充実
 - 各専門相談機関と連携した相談者への支援
 - SNS等の手法による相談体制の構築
- (3)若年層対策の推進
ライフステージに応じた施策の展開
 - 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育
 - 大学生と連携した講演会等の実施
- (4)勤務問題による自殺対策
職域における自殺対策の取組を推進
 - ライフ・ワーク・バランスの推進
 - 企業経営者等に対する理解促進
- (5)自殺未遂者の再企図を防ぐ
 - 医療機関や地域保健関係者等に対する研修
- (6)遺された人への支援の充実
 - 遺族等が適切な支援を受けられる啓発

【生きる支援関連施策】

- (1)自殺防止のための環境整備
 - ホーム等の転落防止対策
 - 自殺の状況を把握し、関係機関が連携した取組
- (2)自殺防止に向けた各機関の設置
 - 多重債務相談等法律関係機関と連携
 - 自立相談支援機関等の窓口体制強化
(生活困窮者自立法)
- (3)自殺防止に向けた研修等
 - 各種相談窓口職員に対する支援
 - 医療機関における自殺予防に関する院内研修
- (4)地域における自殺対策の取組
 - 高齢者の見守り支援NWの活用
 - 産後うつ予防への支援
 - 子ども等が立ち寄る居場所への支援
- (5)適切な精神科医療の受診確保
 - 自殺未遂等による救急患者への対応